○阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例

平成22年3月26日阿蘇市条例第5号

改正 令和2年3月17日阿蘇市条例第18号

阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例

(設置)

第1条 未来を担う子供達の夢や希望を育み、健全な育成に寄与するとともに、家族のふれあい及び地域交流促進の場として、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」(以下「遊具公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊具公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	 位置
阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」	阿蘇市内牧261番地1外

(開園時間)

第3条 遊具公園の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

時期	開園時間
3月から10月まで	午前9時から午後6時まで
11月から2月まで	午前9時から午後5時まで

(休園日)

- **第4条** 遊具公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。
 - (1) 毎月第2、第4火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (使用の制限)
- **第5条** 市長は、遊具公園において次に掲げる行為をする者に対し、遊具公園の使用を拒絶し、又は退園を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になるおそれのある行為

- (2) 遊具公園の施設設備等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、遊具公園の管理上支障があると認められる行為 (行為の禁止)
- 第6条 使用者は、遊具公園において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が遊具公園 の管理運営上、特に必要と認める場合は、この限りではない。
 - (1) 遊具公園の施設設備等を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 植栽木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 汚物又は廃物を捨てること。
 - (5) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為をすること。
 - (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となること。
 - (7) 許可を受けずに広告類を掲示し、又は配布すること。
 - (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (9) 禁止区域へ車等を乗り入れ、又は駐車すること。
 - (10) 行商、募金その他これに類する営利等を目的とする行為をすること。
 - (11) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (12) 興行をすること。
 - (13) 営利等を目的として、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、遊具公園の使用を妨げる行為をすること。

(使用の許可)

- **第7条** 遊具公園において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 公共的団体等が前条第1項第10号から第13号までの行為をすること。
 - (2) 広告類を掲示し、又は配布すること。
 - (3) その他、特定の場所を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の遊具公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に 限り、第1項の許可を与えることができる。

(許可の条件)

第8条 市長は、前条の許可を与えるに当たり、遊具公園の管理のため必要な範囲内で条件を付す ことができる。

(許可の取消し等)

- 第9条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理 上支障があると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。
 - (1) この条例その他関係法令に違反したとき。
 - (2) 市長又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用料がある場合において、使用料を納期限までに納付しないとき。
 - (5) その他市長が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。
- 2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。 (使用料)
- 第10条 遊具公園の使用料は、別表のとおりとする。ただし、第7条第1項各号の許可を受けた者 にあっては、阿蘇市行政財産使用料条例(平成17年阿蘇市条例第60号)に定める使用料を納付し なければならない。

(使用料の免除)

第11条 前条の使用料は、市長が公益上その他必要と認めるときは、その一部又は全部を免除する ことができる。

(使用料の不環付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部 又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

- 第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に遊具公園の管理を行わせることができる。
- 2 第1項の規定により遊具公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第9条までの 規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により遊具公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定 にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、 開園時間及び休園日を変更することができる。

- 4 第1項の規定により遊具公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が 遊具公園の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(第2項の規定により読み替え て適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により遊具公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が 遊具公園の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項(第2項の規定により読み替えて適用 される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみな す。

(指定管理者の業務)

- 第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 遊具公園の維持管理に関する業務
 - (2) 利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、遊具公園の管理上必要な業務

(利用料金)

- 第15条 第10条の規定にかかわらず、遊具公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に遊具公園の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により遊具公園の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって 生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害 賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日阿蘇市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第10条、第15条関係)

名称	使用料
遊具広場	無料
バッテリーカー	1回 100円

○阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例施行規則

平成22年3月23日阿蘇市規則第9号

改正 令和 2 年11月27日阿蘇市規則第53号

阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例(平成22年阿蘇市条例第5号。 以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

- 第2条 条例第7条第1項の規定により、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」(以下「遊具公園」という。)の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 使用許可申請書の受理は、申請の日以後、2月以内に使用するものについて行う。ただし、市 長が必要であると認めるときは、この限りではない。

(許可書の交付)

- 第3条 市長は、前条の使用許可を与える場合には、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。
- 2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、遊具公園を使用する場合において、前項 の使用許可書を係員に提示し、その使用についての指示を受けなければならない。

(使用料の納付)

第4条 条例第10条ただし書に定める使用料は、使用許可書の交付後、使用する期日前に納入しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の環付)

- **第6条** 条例第12条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は、次に定めるところによる。
 - (1) 天災地変等の理由により施設を使用できなかった又は途中で使用を中止した場合
 - (2) 公用又は施設の管理上の都合により、使用許可を取り消した場合
- 2 前項の規定により、還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提

出しなければならない。

(遵守事項等)

- 第7条 遊具公園に入園した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施設並びに施設内の設備、物品等を汚損、損傷又は滅失しないこと。
 - (2) 所定の場所以外で、喫煙、飲食又は火気の使用をしないこと。
 - (3) 爆発物、銃砲刀剣類の危険物を持ち込まないこと。
 - (4) 騒音、暴力等、他人に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
 - (5) 許可を受けずに広告類の配布及び物品の販売をしないこと。
 - (6) その他施設の運営に関する指示に従うこと。

(原状回復の届出等)

第8条 条例第16条の規定により、施設、設備等を滅失し、又は破損した者は、直ちに市長に届けるとともに、その指示を受けなければならない。また、これを原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月27日阿蘇市規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号 (第2条関係) 様式第1号 (第2条関係)

	阿蘇内牧ファ	・ミリー	パーク	「あそ☆	ビバ」使り	用許可申請	善		
阿蘇市县	長 様						年	月	日
				由≇求	A- ===				
				甲硝有	住 所				-
					氏 名			(1)	-
					連絡先				
次のとおり	阿蘇内牧ファ	ミリーバ	ーク「	あそ☆ビ	バ」の使	用を申請し	ます。		
使用目的									
使用内容									
		年	月	日	時	分から			
使用日時									
		年	月	日	時	分まで			
使用場所	□遊具広場	□芝生	こ 広場	□駐車	□場□□]その他()
使用人員		<u>人</u> (見込	7 4)						
使用責任者	氏名		住所			連絡先			
遵守事項	本施設の使り例その他関係活		ては、		なファミリ		「あそ	☆ビバ」	条

様式第2号(第3条関係) 様式第2号(第3条関係)

										許	F可第	号
				阿蘇内牧ファ	ミリー	パーク	「あそ・	☆ビ	バ」使用	許可書		
E	申請者	首 <u>信</u>	ÈΕ	斤								
		E	E 4	4		様						
ビノ	*j 0)使月		月 日のいては、次の							ーパーク	'「あそ☆
			£	₣ 月	B							
								[a] <u>#</u>	蘇市長			
			40									
使	用	目	的									
使	用	内	容									
		2000			年	月	日		時		分から	
使	用	日	時		年	月	日		時		分まで	
使	用	場	所	□遊具広場	□芝生	生広場	□駐車	場	口その	他()
使	用	人	員		<u>人</u> (見	込み)	使	用	料	<u>金</u>	101 - 111 11	円
許	可	条	件	阿蘇内牧ファ	アミリー	ーパーク	ケ 「あそ	:☆ Ł	バ」条	例その	他関係法	令を遵守

様式第3号(第5条関係) 様式第3号(第5条関係)

	阿蘇内牧ファ	ミリー	パーク	あそ☆ヒ	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	使用料	減免申請	書		
								年	月	日
阿蘇市县	 様									
				申請者	仕	丽				
				THIT		名			1	
					600000	各先				
阿蘇内牧フします。	ファミリーパー	ク「あ	そ☆ビバ	、 条例第	第11第	たに基づ	き、使用	料の	減免を	申請
使用目的										
使用内容										
		年	月	日		時	分から)		
使用日時		年	月	日		時	分まて	\$		
使用場所	□遊具広場	□芝生	生広場	□駐車	場	ロそ	の他()
使用人員		(見込み	.)							
申請の理由										

様式第4号(第6条関係) 様式第4号(第6条関係)

	阿蘇内牧ファ	ミリー	-パーク	「あそ☆ヒ	「バ」	使用料還付	請求書		
阿蘇市長	様						年	月	日
				申請者	住	所			_
					氏	名		(1)	
					連絡	先			_
阿蘇内牧フ	アミリーパー	ク「あ	そ☆ビ	バ」条例第	第12条	に基づき、	使用料の	還付を	請求
許可年月日 許 可 番 号		年	月	日		許可第		号	
使用場所	□遊具広場	□芝	生広場	□駐車場	<i>□</i> ₹	つ他()	
許可日時		年	月	日		時	分から		
計 n 口 m		年	月	日		時	分まで		
		年	月	日		時	分から		
未使用日時		年	月	日		時	分まで		
既 納 付 額	金		円	還付請求	 校額	金			<u>円</u>
請求の理由	阿蘇内牧フ 1号・第2号)				☆ビノ	ヾ」条例施	行規則第6	6条第1項	頁(第

平成23年10月1日阿蘇市条例第19号

阿蘇市阿蘇中央公園条例

(設置)

第1条 市民の生活環境を保全し、保健と休養の場に資するため、阿蘇中央公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇中央公園	阿蘇市小里字小路211番地3外

(開園日)

第3条 公園は、無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(使用の制限)

- **第4条** 使用者は、公園において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が公園の管理運営上、特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 公園の施設設備等を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 植栽木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 園内で飼育されている鳥魚類等の生物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) 汚物又は廃物を捨てること。
 - (6) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為をすること。
 - (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となること。
 - (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (9) 禁止区域へ車等を乗り入れ、又は駐車すること。
 - (10) 広告類を掲示し、又は配布すること。
 - (11) 行商、募金その他これに類する営利等を目的とする行為をすること。
 - (12) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (13) 興行をすること。

- (14) 営利等を目的として、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、公園の使用を妨げる行為をすること。

(使用の許可)

- **第5条** 公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
- 3 市長は、前条各号に掲げる行為が、公園の管理運営上、特に必要であると認める場合に限り、 第1項の許可を与えることができる。

(許可の条件)

第6条 市長は、前条の許可を与えるにあたり、公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すこと ができる。

(許可の取消し等)

- 第7条 市長は、第5条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理 上支障があると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。
 - (1) この条例その他関係法令に違反したとき。
 - (2) 市長又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用料がある場合において、使用料を納期限までに納付しないとき。
 - (5) その他市長がやむを得ない理由があると認めるとき。
- 2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。 (使用料)
- 第8条 公園の使用料は、無料とする。ただし、第5条第1項の許可を受けた者にあっては、阿蘇市行政財産使用料条例(平成17年阿蘇市条例第60号)に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の免除)
- **第9条** 前条ただし書の使用料は、市長が公益上その他必要と認めるときは、その一部又は全部を 免除することができる。

(使用料の環付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部

又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

- 第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公園の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第7条及び前2条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、 当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開園日を変更す ることができる。
- 4 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた申請とみなす。
- 5 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

- 第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 公園の維持管理に関する業務
 - (2) 利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上必要な業務

(利用料金)

- 第13条 第8条の規定にかかわらず、公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に公園の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、第8条に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を 得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により、公園の施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。